岐阜県 小・中学校における気象警報発表時の 対応に関する基本方針

平成23年11月 岐阜県教育委員会

小・中学校における気象警報発表時の対応に関する基本方針について

平成23年11月

近年、発生している異常気象においては、河川の氾濫に加え、土砂災害の発生など、甚大な被害が岐阜県内でも多発しています。特に、短時間での大量の降雨や一部地域に集中した豪雨により、道路が急に冠水したり、平素は水が流れていない場所が濁流のような状態になったりするといった事態が発生するようになっています。今後、地域によっては、これまでの暴風警報発表時の対応に加えて、新たに大雨・洪水警報発表時等への対応も視野に入れながら、各地域や各学校の実情に応じた対応のあり方を検討することが望まれます。

そこで、県教育委員会は、子どもたちの安全を確保するために、学校における気象警報発表時の対応を見直すことが必要であると考え、各小・中学校、市町村教育委員会が、緊急時において具体的な対応を検討する際の参考となる情報を提供することとしました。

○ 基本方針の作成について

県教育委員会においては、「学校における災害対応のあり方に関する検討チーム」を設置し、今秋の台風15号接近時における県内各小・中学校、市町村教育委員会等の対応状況について調査を行いました。その調査結果を分析することを通して、現在の対応における課題を洗い出しました。そして、気象警報発表時において、子どもたちの生命を守り、安全を確保することを第一に考え、学校の休業や授業の打ち切り等基本的な考え方や、対応について、県としての基本方針等の作成を進めてきました。

調査結果の分析や、これまでの検討結果から、特に、以下のような課題が明らかになりました。

- 暴風警報以外の気象警報等への対応については、近年の気象状況及び、その被害状況 等に応じて検討する必要がある。
- 給食の実施等に配慮したことにより、結果として下校時刻が遅くなるという実態がある。下校時刻の決定については、子どもたちの安全を第一として早い段階で決断し、 速やかに対応する必要がある。
- 各学校において、地域の最新情報等を取り入れ、子ども目線に配慮したハザードマップの作成が必要である。また、保護者等に十分周知する必要がある。
- 地域の気象情報や、非常時の通学路の安全状況等、校区の実情について多面的に情報 を収集し、状況に応じた判断や緊急時の対応ができるようにする必要がある。
- 緊急下校時においては、刻々と変わる状況に応じて、保護者等にリアルタイムに情報 を提供し、安全確保に十分に配慮した下校に努めるとともに、安全に帰宅したことの 確認や、留守家庭の子どもたちへの配慮を十分に行う必要がある。

今回の基本方針は、こうした課題を十分に踏まえた上で、県内の小・中学校における気象 警報発表時で、特に緊急を要する事案に対応する際の参考資料として作成したものです。

○ 基本方針の活用について

今後、各小・中学校、市町村教育委員会等において、地域における過去の災害による被害状況や、今後起こり得る災害の態様等を十分に把握し、危機意識をもって、改めて対応等を見直すとともに、以下に示す基本方針や対応における留意点等を、地域や各学校の実情に応じて、より具体化していく必要があります。

将来を担う子どもたちの生命を守り、安全確保に万全を期することができるよう、学校に おける対応を充実する際の参考資料として、ご活用ください。

目 次

0	気象警報発表時における対応の基本方針	P 1	
0	対応における留意点	P 2~3	
	気象警報発表に関して参考となる情報 ・学校での対応で参考となる情報 ・参考となるインターネットサイト等	P4~5	
0	学校における気象警報発表時の対応状況調査(調査結果の分析) I. 岐阜県内の小・中学校の自然災害の状況 P 6	P6~12	
	 II. 気象警報発表時の対応 P6~7 (1) 気象警報発表時の対応の取り決めの作成状況 P6 (2) 対応についての取り決めの保護者への周知の状況 P7 (3) 対応についての取り決めの作成者の状況 P7 III. 災害等への事前対応の準備状況 P7~8 (1) 地域(学校周辺)のハザードマップの作成状況 P7 (2) 引き渡し訓練の実施状況 P8 (3) 教職員による通学路の安全点検の実施状況 P8 		
	IV. 台風 1 5 号接近時の状況 (9月20日・21日) P8~12 (1) 9月20日・21日の休業等の状況 P8 (2) 児童生徒の帰宅時の状況 P9 (3) 対応の決定状況 P9 (4) 事前の安全確認の状況 P9 (5) 下校形態の状況 P10 (6) 安全確保の方法 P10 (7) 下校時の連携協力の状況 P10 (8) 保護者不在の児童生徒への対応の状況 P11 (9) 下校後の確認の状況 P11 (10) 臨時休業等の連絡方法 P11 (11) 下校開始時刻 P12		

(12) 給食の実施状況 P12

気象警報発表時における対応の基本方針

各市町村教育委員会、各学校においては、以下に示す「基本方針」及び「対応における留意点」を参考に、地域における過去の災害による被害状況や、今後起こり得る災害の態様等を十分に把握し、危機意識をもって、改めて対応等を見直すとともに、地域や各学校の実情に応じて対応等をより具体化していく必要があります。

① 早い段階で決断する

児童生徒の安全が第一である。危険が予見される段階で、授業を打ち切ることに躊躇しない。

今秋の台風の対応においては、早い段階で危険が予見され下校させることを決定しながらも給食を実施してからの下校を選択したため、実際の下校時刻が数時間後になった学校が多かった。今後は、災害発生時または災害発生のおそれがある時には、給食を提供できない場合もあることについて保護者に十分理解していただくとともに、各家庭での保存食等の備蓄を呼びかけるようにする。また、下校時刻の決定の判断にあたっては、給食の実施等にとらわれないようにする。

② 緊急時は、現場に一番近い学校が判断する

授業打ち切り等の緊急時においては、市町村教育委員会の判断を踏まえるとともに、十分意思疎通を図り、最終的には、各学校の校長が判断をする。(状況によっては、同一市町村内での共通性や統一性より校区の実情に応じた判断を優先する。)

同一市町村内であっても、地域の実情は大きく違う。また、市町村に警報が発表されていても地域によって気象状況は違う。さらに、ひとつの中学校区内にあっても、各学校の通学範囲や通学路、通学方法など実情は違う。したがって、特に緊急時においては、結果的に同じ地区の小学校と中学校で、異なる対応となる場合があり得る。ただし、こうした措置をとる場合は、市町村教育委員会との協議や報告、中学校区内の各学校、保護者等との連携を密にすることが、一層重要になる。

③ 気象警報発表時は、児童生徒のみで下校させない

気象警報発表時に下校させる場合、児童生徒のみで下校させないようにする。

気象警報発表時は、生命及び安全の確保を第一に考え、児童生徒のみの下校はさせないようにする。この場合には、教師やPTA、地域のボランティアの方々など、大人による見届けが行われるようにするとともに、状況に応じて、保護者への引き渡しや学校での待機等を検討するなど、細心かつ確実に安全を確保する。なお、引率する教師や保護者は、児童生徒の安全確保を第一にするとともに、「自分の命は自分で守る」ことを、実際に現場で指導する機会として捉える。

※気象警報発表時とは、各市町村教育委員会が定める休校等に該当する警報が発表されている時を指す。

対応における留意点

① 授業打ち切り等を判断する気象警報の種類の見直し

授業を打ち切りにする場合の気象警報の種類の見直しを、市町村教育委員会ごとに行う。

今回の調査結果の分析から、現在の各市町村教育委員会の対応基準(気象警報の種類)は、各地域での過去数年間の災害状況等を踏まえたものと思われるが、昨今の異常気象を考慮し、現在や今後起こり得る災害の態様等も十分に把握した上で、危機意識をもって、改めて市町村教育委員会ごとに見直し、検討する。

② ハザードマップの作成と保護者や地域への周知

校区のハザードマップを作成し、家庭や地域で共有する。

小学校において、過去の災害状況を踏まえながら、地域、家庭、市町村等の意見等を反映したハザードマップを作成し、中学校区でとりまとめて共有する。また、そのハザードマップをもとに危険回避のシミュレーション等を実施する。なお、ハザードマップの作成にあたっては、自治会・保護者 (PTA組織)・児童生徒・消防・警察・防災関係者 (市町村防災担当課)等の協力を積極的に求める。

③ 多面的に情報が収集できる情報網の整備

刻々と変わる状況を、正確かつ迅速に、幅広く収集するための情報網を整備する。

→ 各学校における情報収集の方法等が一面的であるという状況を改善し、多面的に情報収集ができる方法や情報網を整備する。より詳細な情報が得られるインターネットサイトへのアクセス、岐阜地方気象台の活用(より詳細な情報を収集する必要がある際には、市町村教育委員会が窓口となって問い合わせる)、市町村防災担当課や自治会、保護者(PTA組織)、学校安全ボランティア等からの情報が得られるよう、情報網の整備に努める。

④ 連携・協力組織の編成と活用

関係機関・地域等との平素の連携した活動を、緊急時の協力の源として活用する。

安全確認等を行う際には、関係機関や組織を活用する。特に、正確な情報や的確な指示を期待できる市町村防災担当課との連携を強化する必要がある。そのためには、校長や教頭、防災担当者は、平素からの関係機関等とのつながりを十分に築いておく必要がある。また、学校の教育活動における普段からの地域との密接な関わりが、協力を得られる源になり、緊急時に活用されるものとなる。

⑤ 保護者への連絡手段の複数化

メールだけでなく緊急連絡網等複数の伝達手段を整備する。

保護者への連絡手段として、学校からのメール送信による連絡が主流になっているが、メールサーバーの不具合等で届かない場合もある。メール送信による連絡とともに、市町村の防災無線の活用や、各学校の緊急連絡網の整備・周知など、複数の連絡手段を用意しておく必要がある。また、学校は、その時々の対応や児童生徒の状況等、保護者に対してリアルタイムに情報提供していく必要がある。

⑥ 児童生徒が安全に帰宅したことの確認

児童生徒が安全に帰宅したことを確認できる連絡体制を整備する。

今回の災害対応において、児童生徒が下校後に安全に帰宅したことの確認が十分に行われていなかった事例があった。また、家に帰っても保護者等が誰もいない児童生徒への配慮が不足していた事例もあった。一方で、小学校では、PTAの地域生活委員会の地区代表が地区委員を通して児童が安全に帰宅したことを確認し、とりまとめて報告したり、中学校では、学級の組織等を活用して、生徒の帰宅状況を確認したりするなどの方法をとった学校もあった。今後、各学校の状況に応じ、安全に帰宅したかどうかを確認できる連絡体制や方法を整備する必要がある。

⑦ 気象警報(災害)等に対する教職員の十分な理解

気象警報等の種類と予想される災害(被害)を教職員が十分理解する。

土砂災害警戒情報や竜巻注意情報、緊急地震速報等、近年新たに設定された警報などや、見過ご しがちな雷注意報、地域によっては、火山に関する警報など、各種注意報や気象にかかる警報の意 味、想定される災害(被害)を教職員が熟知することが必要である。教職員が、正しい知識を身に 付け、事前の対応や安全確認、さらに防災教育の指導等に万全を期す必要がある。 このページは、台風 1 5 号接近時の対応についての調査から得られた情報から抜粋したもの及びインターネットサイトなど、活用できる情報を例示しました。各学校においては、学校や地域の実情に応じて具体的に検討しておくことが必要です。

気象警報発表に関して参考となる情報

【学校での対応で参考となる情報】

- 1. 現在の対応状況について、だれが見てもわかるように、ホワイトボードなどに大きく書き記しておく。
- 2. 保護者からの要望等を集約する担当者を選任する。
- 3. 学校からの情報をメールで発信する担当者を選任する。
- 4. 学校での状況を、その都度発信していく。
- 5. 下校引率時に備え、雨合羽の用意を職員に指示する。
- 6. 普段の教育活動に、地域の人材を積極的に活用する。
- 7. 市町村の防災担当部局と日頃から連携を図る。
- 8. PTA生活委員会等の役割として災害発生時の対応を決めている。
- 9. 保護者引き渡しの際、運動場での集中や混乱を避けるため、引き渡し場所を指定した。(各教室で引き渡すなど)
- 10. メールで連絡した際に、サーバーの容量を超えたため連絡が遅くなった学校がある。
- 11. 緊急時連絡名簿を通学班ごとに保存している。
- 12. 地域の方々から、自主的に見守り活動の申し出があった。
- 13. 親の職場によっては、メールを見ることができない家庭があった。
- 14. 地域の安全状況について、情報提供を、携帯メールで依頼した。
- 15. NTTボイスボックスを利用し、臨時休業のメッセージを伝えた。
- 16. 町の防災無線で、臨時休業を伝えた。
- 17. 前日から近隣の学校と協議していた。
- 18. 保護者引き渡しは、集団下校と時間差で依頼し、車の集中を避けた。
- 19. 保護者から学校への問合せの傾向は以下の2点が多い。
 - -・連絡されたメールや電話の内容が不明確だったための確認
 - し・保護者の都合による、下校方法や時刻の変更依頼
- 20. 学級の班を活用して、班員が帰宅したことを班長が確認して学校へ報告させた。 (中学校)
- 21. 前日に、文書やメールで翌日の対応の可能性について見通しを伝えた。
- 22. 警報が解除された翌日の朝、教職員による通学路点検を実施した。
- 23. 臨時休業になったが、教職員による通学路の安全確認を午前と午後に2回実施した。
- 24. 中学校区内の学校が連携を図り、地域の危険個所について確認した。
- 25. 学校 (PTA) が契約しているメール会社のほかに、町のメールにも登録してもらい、それも利用した。
- 26. 「ぎふ河川情報アラームメール」を利用している。(岐阜県河川課HPから登録)
- 27. 岐阜県危機管理課作成の「集中豪雨に備えよう」リーフレットを活用している。

【参考となるインターネットサイト等】

- O岐阜県総合防災ポータル(岐阜県庁ホームページ) http://www.pref.gifu.lg.jp/bousai/
- O岐阜地方気象台ホームページ http://www.jma-net.go.jp/gifu/
- O「レーダー・降水ナウキャスト (降水・竜巻・雷)」 →広域データの把握、予測に役立つサイト

http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/

- 〇「XバンドMPレーダ雨量情報」
 - →短時間・局地的な豪雨を把握する際、役立つサイト http://www.river.go.jp/xbandradar/
- 〇岐阜県自助実践200万人運動「見つけよう ぼくとわたしにできる自助」
 - →子どもたちが自分で自分の身を守る力を高めることに役立つサイト http://www.jijyojissen.jp/index.html
- 〇「集中豪雨に備えよう」(岐阜県危機管理課)
 - →集中豪雨や集中豪雨災害についての理解を深めるサイト http://www.jijyojissen.jp/rain1.html
- 〇「ぎふ河川情報アラームメール」(岐阜県河川課HPから登録)
 - →もよりの大雨、洪水の情報をすぐに携帯電話へ自動受信できるように するサイト(パソコンや携帯電話から登録できる) http://www.pref.gifu.lg.jp/kendo/michi-kawa-sabo/kasen/

【情報提供】

- ① 市町村教育委員会を窓口として、岐阜地方気象台に対して情報提供を求めることができます。ホームページに発表している情報よりも詳細な気象情報を得られます。
- ② 市町村の防災行政無線(同報系)を柔軟に活用できるよう、市町村の防災担当部局に対して依頼しました。(H23.11.22)
- ③ 県PTA連合会の役員会等において、緊急時の下校における危険個所の情報提供や引率補助、引き受け等についての協力を依頼しました。今後、各郡市PTAを通じて単位PTAに協力を依頼する予定です。
- ④ 県内の大学、短大など26の高等教育機関と県が、災害時の連携協定を締結しました。 (H23.11.24)
- (5) NTTボイスボックス
 - ・NTTのセンター番号にダイヤルして、センターからの音声ガイダンスに従って、メールボックス番号や暗証番号等をダイヤルすることにより、メンバー間でメッセージの録音や再生等ができるサービスです。
 - 月額使用料 300 円(税込 315 円) / 1 契約者回線番号
 - ・センターまでの通話には、通常の電話料金がかかります。 サービスに関する問い合わせは「116」または以下を参照 http://web116.jp/shop/benri/vb/vb 00.html